

配置用医薬品は価格非表示へ 消費税総額表示義務化に向け全配協が方針発表

発行：日本置き薬協会 事務局

(一社) 富山県薬業連合会配置薬業部会の幹事会、全体会議が1月14日に開催され、席上、全国配置薬協会からは下記についての事業報告が清水剛専務理事よりなされた。

1. 業界の実態に即した配置薬業の振興策と組織の有り方
2. 会員拡大（卸・食品等関連事業者8社がサポート会員として入会）
3. 配置販売新戦略会議の設置（製薬・配置・関連業者が「オール配置」で新たな振興策と業態改革等を議論する。医薬品、食品・日用品、システムの三部会で検討）
4. 「8月1日配置薬の日」設置（左はそのロゴマーク）
5. 配置薬議員連盟役員との懇談会
6. 薬機法改正（昨年12月14日公布）
7. 行政手続きの簡素化
8. 消費税総額表示義務化への対応



8については、令和3年3月31日で消費税総額表示義務の特例措置期間（「税抜」「＋税」等の誤認予防措置）が終了し、翌4月1日以降は「税抜」や「＋税」のみの表記で、支払総額よりも安い税抜価格のみを記載している場合、有利誤認表示として景品表示法に抵触する恐れがあり、価格表示するならば総額表示しなければいけないとの観点から、一昨年11月頃より議論を重ねた。

全配協配置部会の3ブロック（近畿、四国、九州）より昨年6月の配置部会幹事会に向け、「製品価格非表示に対応しメーカーや卸は販売業者へ希望小売価格を明確に提示し市場混乱を避けるよう要望する」、「全配協製薬部会加盟メーカー全社が価格非表示するよう要望する」との意見提出もされている。

これらを受け配置部会幹事会では、消費者の誤認防止、今後の税率引上げ等を考慮して、配置薬は「置き高表」等の価格表で総額表示を行うこととし、全配協製薬部会に①製品化粧箱への価格表示は行わない、②小売り希望価格を取引配置販売業者に明示する、の二点を要望したが、未だに一部の配置業者には「価格表示は引き続きして貰いたい」との意見が根強くあることは承知している、と清水専務理事は説明した。

会場の「所属の協議会内では総額表示対応、価格非表示について話題に登ることは無かった。これから一般会員への説明は困難」との意見に対し、清水専務理事は、今後、税制関連対応マニュアル制作の検討を行い配付するなど対応していくとした。

また「メーカーごとの対応が異なり、総額表示・価格非表示の製品が混在すると配置第一線で混乱が生じる。配置薬メーカーには価格非表示での足並みを揃えた対応を要望」との意見に対して、そうならないようメーカー側に周知を図っていくとした。

（以上、薬日新聞1月27日号3面より転載）

大正製薬(株)は1月に同社「パブロンS α微粒配置用6包」と同8包、「ナロン錠配置用12錠」の化粧箱記載の価格を削除し、パブロンは今年4月下旬頃、ナロンは今年9月下旬頃にリニューアルすると発表した。配置薬メーカーもこれに追随すると思われる。

なお、サプリメント、健康食品等は総額表示（一例として¥4,860(本体価格¥4,500)）となる模様。